

第1回幌加内町議会定例会 第2号

平成31年3月13日(水曜日)

○議事日程

- 1 一般質問
- 2 議案第8号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例について
- 3 議案第9号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 4 議案第10号 幌加内町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する
条例について
- 5 議案第11号 幌加内町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 6 議案第12号 町有財産の無償貸付けについて
- 7 議案第13号 平成31年度幌加内町一般会計予算
- 8 議案第14号 平成31年度幌加内町国民健康保険特別会計予算
- 9 議案第15号 平成31年度幌加内町後期高齢者医療特別会計予算
- 10 議案第16号 平成31年度幌加内町介護保険特別会計予算
- 11 議案第17号 平成31年度幌加内町簡易水道事業特別会計予算
- 12 議案第18号 平成31年度幌加内町下水道事業特別会計予算
- 13 議案第19号 平成31年度幌加内町奨学資金特別会計予算

(追加日程)

- 1 動議案第1号 予算審査特別委員会設置に関する動議

○出席議員（ 9名）

議長	9番	小川雅昭君	副議長	8番	齋藤雅文君
	1番	稲見隆浩君		2番	中村雅義君
	3番	中川秀雄君		4番	市村裕一君
	5番	小関和明君		6番	春名久士君
	7番	田丸利博君			

○欠席議員（ 0名）

○地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職氏名は次のとおりである。

○出席説明員

町	長	細川雅弘君
教 育	長	小野田倫久君
総 務 課	長	大野克彦君
産 業 課	長	村上雅之君
建 設 課	長	宮田直樹君
住 民 課	長	竹谷浩昌君
保健福祉課	長	中河滋登君
教 育 次 長		清原吉典君
診療所事務	長	蔵前裕幸君
地域振興室	長	山本久稔君
産 業 課 主 幹		新江和夫君
建 設 課 主 幹		山田英樹君
保健福祉課	主幹	山本めぐみ君
給食センター	次長	三上逸賢君
農業委員会	長	鈴木努君
監 査 委 員		市川喜春君

○出席事務局職員

事 務 局 長		加藤誠一君
書 記		岡田由美君

◎開議の宣告

○議長（小川雅昭君） ただいまの出席議員数は9名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎日程第1 一般質問

○議長（小川雅昭君） 日程第1、一般質問を行います。

通告にしたがいまして発言を許します。3番、中川議員の発言を許します。

○3番（中川秀雄君） 議長、3番。

○議長（小川雅昭君） 3番、中川議員。

○3番（中川秀雄君）

国保税、子供の均等割の相続時の減免について伺います。

国民健康保険制度は、国民の4人に1人が加入し国民皆保険の医療体制の重要な柱となっております。しかし、国保税の滞納世帯が全加入者の15パーセントを越えるなど、国保税の重い負担に住民が悲鳴をあげている状態です。協会けんぽや組合健保と比較しても、国保は加入者に大変重い負担を強いる制度となっております。国保税が高くなるのは、高齢者の割合が高い、あるいは加入者の所得水準が低いなど構造上の問題がありますが、もう一つの要因として、世帯の人数を算定基礎とする「均等割」があります。世帯の人数が保険税に影響するのは国保税だけで、他の保険にはないものです。本町の例をみると平成18年度だと、均等割額は医療分と支援分含めて3万1264円となっております。家族が一人増えるごとに3万1000円ずつ増えていくこととなります。例えば2人世帯と5人世帯を比べれば、仮に所得が同じでも税額は9万円以上も違ってくることとなります。所得に関係なく課せられる均等割は子育て支援にも逆行していると思われる。全国知事会など地方3団体が求めるように廃止、軽減すべき内容ではないかと私も考えています。こうした中で子供の数に応じてかかる「均等割額」について、独自に減免する自治体も少ないですが徐々に現れています。本町においても独自の政策として、子供の均等割の軽減、免除については是非とも検討していただきたいと思っております。

当面は、子供の「均等割」を軽減、免除を検討していただきたい。

○町長（細川雅弘君） 町長。

○議長（小川雅昭君） 町長。

○町長（細川雅弘君）

お答えいたします。国保税の算定においては、所得金額の多少にかかわらず、加入者1人当たりで負担していただく均等割と、1世帯当たり定額で負担していただく平等割があります。均等割と平等割を合わせた応益部分が国保税のおおむね50パーセント、本町は、45パーセントとなるよう

設定しています。制度上、加入世帯員が多くなるほど国保税の負担増となる仕組みであることから、低所得者に対し、所得に応じてそれぞれ7割、5割及び2割の軽減制度が設けられており、昨年12月21日に閣議決定された「平成31年度税制改正の大綱」では、軽減対象世帯に係る所得判定基準額を引き上げることとして示され、地方税法の改正案が現在、国会で審議中であります。ご質問にあります、「子供に係る均等割の免除」につきましては、「軽減」として、全国知事会や全国町村会の大会において決議され、関係大臣、省庁に要請をしているところです。加えて、北海道の全市町村においても国保連合会を通じて要望をしているところであり、私も同様に、国として制度改革をし、財源措置を講じて頂くことが、各自治体間の公平さを保つためにも一番良い方法だと考えております。加えて国保運営主体が、本年度より市町村から都道府県の広域連合になったばかりで、国保税の賦課の根拠となる広域連合に納める納付額については、上昇率を抑制する激変緩和措置の期間中でもあります。今後、この動向を注視していかなければならない段階であります。本件の免除、あるいは減免につきましては、先ほど申し上げました制度上の軽減措置に加え、本町において単独では実施する段階ではないものと考えておりますので、ご理解を賜りたく存じます。以上で答弁を終わります。

○3番（中川秀雄君） 議長、3番。

○議長（小川雅昭君） 3番、中川議員。

○3番（中川秀雄君）

タイム的には、もう少し様子をみたいとの答弁でした。法廷減免についても確かに今年アップする情報はあります。前年までをみると幌加内町は、やや所得が250万から300万円程度で法廷減免は受けられないこととなるかと思えます。法廷減免だけでは、カバーしきれない面はあるものと考えられます。また激変緩和措置の関係ですが、道に移管してから6年間でだんだんと平準化していくとの政策が取られます。そうなれば幌加内町の国保水準は他の町村から見ると、決して高い方ではないとの認識はありますが、そういう措置が外れていくにしたがって上がっていく可能性は非常に高いものと言わざるをえない。最近の例ですと、自営業者、特に農家の方々が法人経営に移行し国保から抜けていく事態も起こっている。国保だけではなく、いろんな経常問題があつてのことと思われまふ。構成上の全国レベルでみると年金生活、所得がない方が40パーセント以上、あるいは非正規の数が3割との数の状況がありますが、本町でみると5割以上が農業者なり商店などの自営業者であるとの点でいくと構成でみると意外と余裕はあるかもしれないですが、さまざまな状況をみれば時期的に今行ふべき時期ではないかと思えます。わが町も高齢化が進んでいますが、若年人口、特に子供の人口が総体的にかなり減ってきていると思われまふ。国保加入者で対象人数はどの程度になるのか。また、財源の問題ですが、ほかの町村の例をみるとさまざまです。来年から岩手県の宮古市では、するさと納税の町長お任せ分を使って行ふもの。やり方も全額ではなく、半分だとか所得に応じて行ふとかいろいろあります。先程の対象者数と本町でもっている財源でみれば場合によっては、基金の取り崩しでも可能かなと思われまふ。その辺について具体的にどうなっているのか伺います。

- 町長（細川雅弘君） 町長。
- 議長（小川雅昭君） 町長。
- 町長（細川雅弘君） お答えいたします。

国民皆保険である。この制度は堅持していかなければなりません。その中で、どの様な負担が果たして平等なのかは非常に難しいと感じています。全国的には、均等割を減免なり廃止そこそこ数多くあると伺っています。国の見解としては、法廷外の繰入に関しては少しグレーな部分があるのではないかと指摘があります。また、財源確保については、ふるさと納税等もあります。そして本町については、基金残高も今あるとのことですが、この基金については、やはり激変緩和措置が終わった後の7年面にどれだけ投入しなければならぬのか、この辺をしっかりと見極めなければならぬと考えています。また、子供の被保険者数の数ですが、質問を受けた後に少し担当の方で調査を行いました。未就学児童から18歳まで含めて、今現在42人です。仮に減免あるいは免除した場合に、今現在の財源的には100万円ほどとなり、大きな財源とならないと考えていますが一度、減免措置をスタートすると、今財政状況が許されるから減免をする。しかし、財政状況が厳しくなったらまた上げさしていただくことになると大変な困難がともないます。そういった意味も含めて、少し動向をみながら検討していきたいと考えています。

- 3番（中川秀雄君） 質問を終わります。
- 議長（小川雅昭君） これで中川議員の質問を終わります。

◎日程第2 議案第8号 ～ 日程第4 議案第10号

○議長（小川雅昭君） 日程第2、議案第8号、一般職の任期付職員の採用等に関する条例についての件から日程第4、議案第10号、幌加内町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についての3件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

- 総務課長（大野克彦君） 総務課長。
- 議長（小川雅昭君） 総務課長。
- 総務課長（大野克彦君）（議案第8号から議案第10号朗読、議案資料、記載省略）

議案第8号の提案事由を申し上げます。

町の業務執行にあたり専門的な知識、経験を有する人材確保、育成に時間がかかる場合や当該専門的な知識、経験が有効に活用できる期間が一定の期間に限られるような場合、また業務量の増加が一時的に予想される場合に対し、一定の期間、一定の専門性を有する者を採用し公務の効率的運用が図られるよう平成14年度に施行されました、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づく制度により条例を制定し、導入するため提案するものです。当面予定している者としては、町長の行政報告でありましたが大山医師を定年後も引き続き本町に勤務いただくための処遇として、この条例を制定し採用させたいと考えています。

議案第9号の提案事由を申し上げます。

一般職の任期付職員採用等に関する条例制定に伴う一部改正と、国が定めた働き方改革に係る法律の整備に関する法律、これが公布されたことにより時間外労働の上限規則等が導入され、原則として平成31年4月から施行されたところです。昨年8月の国家公務員に対する人事院勧告においても、公務員においても長時間労働の是正が必要であるとされ、人事院規則においても所要の改正が実施され、この31年2月1日付けで人事院規則が一部改正されたところです。地方公務員においても勤務時間等の勤務条件に関する均衡の原則により、改正された人事院規則の内容を踏まえ超過勤務命令を行うことができる上限を定めるなどの、所要の措置を講じる必要があることから、この条例を改正するものです。

議案第10号の提案事由を申し上げます。

任期付職員として採用されます医師についても、特殊勤務手当の対象とすることとしておりますが、通常な時間ではなく短時間勤務の医師に対しては、通常の間勤める医師とは金額を変え、月額を減じされるよう改正するものです。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから順次質疑を行います。議案第8号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。議案第9号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。議案第10号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これから順次討論を行います。

議案第8号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。議案第9号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。議案第10号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これから順次採決を行います。

議案第8号、一般職の任期付職員の採用等に関する条例についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって議案第9号は原案のとおり可決されまし

た。

議案第 10 号、幌加内町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。したがって議案第 10 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 5 議案第 11 号

○議長(小川雅昭君) 日程第 5、議案第 11 号、幌加内町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○建設課長(宮田直樹君) 建設課長。

○議長(小川雅昭君) 建設課長。

○建設課長(宮田直樹君) (議案第 11 号朗読、記載省略)

本件の提案理由について、申し上げます。

本条例に関連します上位法として、水道法及び技術士法があります。この上位法となる水道法施行規則にある水道の布設工事監督者の資格要件に技術士法に規定する水道部門合格者として水道または水道環境の科目選択要件が定められておりますが、今回、技術士法施行規則改正により水道環境の科目選択要件が除かれたことから、本条例についても、水道環境の文言を削除するものです。

○議長(小川雅昭君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 質疑なしと認めます。これから討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 討論なしと認めます。これから議案第 11 号、幌加内町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。したがって議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第12号

○議長（小川雅昭君） 日程第6、議案第12号、町有財産の無償貸付けについての件を議題いたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○地域振興室長（山本久稔君） 地域振興室長。

○議長（小川雅昭君） 地域振興室長。

○地域振興室長（山本久稔君）（議案第12号朗読、議案資料、記載省略）

本件の提案理由について、申し上げます。

町有地貸付については、JRバス深名線運行にかかるバスの車庫、乗務員宿泊場及びバスの巡回場におけるものであり、平成7年鉄道運行からバス運行へ転換して以来、23年間今まで有償で賃貸契約を行ってきました。深名線バスの平成8年当時の1日平均のバス利用者数は当時300人程度でした。今日における人口減少や道路整備などの影響等々により、利用者の減少の一途をたどってきました。平成29年においては、1日平均バス利用者数80人を切る状況です。バス運行開始時と比べると23パーセントの乗車率マイナス77パーセントくらいとなります。そこまでバス利用者が減少している。それによりJRバス深名線の年間維持費も約1億円程度の赤字が続いている状況です。この間、JR北海道バスにおいては便数の確保、運行車両の更新などバス運行の維持に多大な尽力をされているところです。現在、幌加内から旭川間を運行する「ほろみん号」の運行決定期間と定められています、幌加内町公共交通会議の構成員にもついていただくなど、近年においては本町の公共交通の確保についても、積極的な関与をしてもらっています。今後においても、本町における公共交通の課題解決に向けてJR北海道バスと相互で向き合う姿勢は重要なことと考え、この度、無償の貸付とするものです。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これから討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これから議案第12号、町有財産の無償貸付けについての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって議案第12号は原案のとおり可決されました。暫時休憩をいたします。

休憩 午前 9時45分

再開 午前 9時54分

○議長（小川雅昭君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第7 議案第13号 ～ 日程第13 議案第19号

○議長（小川雅昭君） 日程第7、議案第13号、平成31年度幌加内町一般会計予算の件から、日程第13、議案第19号、平成31年度幌加内町奨学資金特別会計の7件までを一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

議案第13号、平成31年度幌加内町一般会計予算の概要説明をお願いします。

○総務課長（大野克彦君） 総務課長。

○議長（小川雅昭君） 総務課長。

○総務課長（大野克彦君）（議案第13号朗読、記載省略）

幌加内町一般会計予算（案）の概要について、ご説明申し上げます。

平成31年度一般会計予算編成に当たっては、「経済再生なくして財政健全化なし」との基本方針を堅持し、引き続き「デフレ脱却・経済再生」、「歳出改革」、「歳入改革」の三本柱の改革を加速・拡大し、600兆円経済の実現のため、生産性革命、人づくり革命などに向けて、国の予算編成が行われたところです。本町でも、これらの情報を基に予算編成を行ないましたが、本年度につきましては、4月に町長選を控えていることを鑑み骨格予算としております。町長選後、政策的な予算は速やかに補正、肉付け予算で対応させていただきたく、議員各位のご理解を賜りたいと存じます。

それでは、一般会計予算書の201ページをお開き願います。資料として「平成31年度一般会計歳入予算内訳」になっております。次に、202ページから「平成31年度一般会計歳出予算内訳」のNo.1からNo.3を添付しております。まず、201ページの「一般会計歳入予算内訳」からご説明致します。この表は、1款「町税」から20款「町債」までの款別に前年度当初予算額との比較、財源区分、構成比を示したものであります。総額では、歳入歳出それぞれ同額37億8007万2000円としており、前年度対比マイナス546万8000円、0.1パーセントの減となっております。

それでは、主な内容について、ご説明致します。

歳入、まず1款「町税」についてですが、町民税については、前年度対比マイナス135万1000円、1.5パーセントの減であります。主な要因は、農業所得の減少（経営所得安定対策）に伴う、課税標準額の減によるものです。次に固定資産税ですが、前年度対比プラス37万6000円、0.5パーセントの増であります。主な要因は、民間賃貸住宅等による微増によるものです。2款「地方譲与税」につきましては、前年度対比プラス100万円、1.4パーセントの増となっております。主な要因は、税収見込みが増加したことによるものです。3款「利子割交付金」につきましては、前年度対比マイナス10万円、33.3パーセントの減となっております。主な要因は、税収見込みが減少したことによるものです。4款「配当割交付金」につきましては、前年度対比プラス10万円、33.3パーセントの増となっております。主な要因は、税収見込みが増加したことによるものです。5款「株式等譲渡所得割交付金」につきましては、前年度対比プラス30万円、300.0パーセントの増となっております。主な要因は、税収見込みが増加したことによるものです。6款「地方消費税交付金」につきましては、前年度対比マイナス200万円、6.9パーセントの減となっております。主な要因は、税収見込みが減少したことによるものです。7款「自動車取得税交付金」につきましては、前年度対比マイナス861万6000円、42.3パーセントの減となっております。主な要因は、

平成 31 年 10 月 1 日に消費税 10 パーセント導入に合わせ自動車取得税が廃止されるため、税収見込が減少したことによるものです。8 款「地方特例交付金」につきましては、特に説明はございません。9 款「地方交付税」につきましては、国の平成 31 年度地方財政計画では、地方交付税総額は、前年度対比『1.1 パーセントの増』とされております。増減要因としましては、交付税単位費用の減などがありますが、起債の償還に係り増えるものもあるため、地方交付税全体としては、前年度対比プラス 8600 万円、4.2 パーセントの増としております。10 款「交通安全対策特別交付金」では、前年度対比マイナス 30 万円、60.0 パーセントの減となっております。道路交通法により納付される反則金の一部が交付されるものですが、国の計画に合わせ減としております。11 款「分担金及び負担金」では、前年度対比マイナス 6044 万 6000 円、99.9 パーセントの減となっております。主な要因は、「道営土地改良事業分担金」で 5987 万 4000 円の減によるものです。12 款「使用料及び手数料」では、前年度対比マイナス 393 万 9000 円、1.8 パーセントの減となっております。主な要因は、患者数の減少により「幌加内診療所」および「朱鞠内診療所」、「歯科診療所」の診療報酬使用料で 410 万円の減によるものです。13 款「国庫支出金」では、前年度対比マイナス 2737 万 2000 円、19.2 パーセントの減となっております。主な要因は、「社会資本総合交付金」の「除雪機械購入事業」で 4655 万 8000 円の皆増となりましたが、「橋梁長寿命化事業」および「道路改良事業」で 6129 万 8000 円の皆減、「へき地医療施設運営費等補助金」で 999 万 9000 円の減によるものです。14 款「道支出金」では、前年度対比プラス 1074 万 1000 円、5.1 パーセントの増となっております。主な要因は、農業の「多面的機能支払交付金」で 667 万 6000 円の増、「参議院選挙委託金」で 350 万円の皆増によるものです。15 款「財産収入」では、前年度対比マイナス 90 万 1000 円、6.4 パーセントの減となっております。主な要因は、「町有住宅使用料」の減によるものです。16 款「寄附金」では、前年度対比プラス 500 万円、50.0 パーセントの増となっております。主な要因は、「ふるさと納税収入」の増によるものです。17 款「繰入金」では、前年度対比マイナス 1 億 4828 万 5000 円、32.8 パーセントの減となっております。主な要因は、「財政調整基金」からの繰入金 1 億 5500 万円の減によるものです。18 款「繰越金」については、特に説明はございません。19 款「諸収入」では、前年度対比マイナス 146 万 3000 円、2.2 パーセントの減となっております。主な要因は、「通所介護給付費」で 165 万 3000 円の減によるものです。20 款「町債」では、前年度対比プラス 1 億 4590 万円、64.8 パーセントの増となっております。主な要因は、「町民プール建設事業債」で 1 億 9810 万円の皆増によるものです。その他、「衛生債」では、「一般廃棄物処分場整備事業」で 4130 万円の皆増、「土木債」では、「橋梁補修事業債」で 1 億 710 万円、「下幌加内線改良事業債」で 1170 万円、「北七号舗装新設事業債」で 1600 万円の皆減、「除雪機械購入事業」で 2320 万円の皆増、「教育債」では、「中学校校舎改修事業債」で 1660 万円の皆減、「臨時財政対策債」で 2000 万円の減と変動しております。また、『過疎地域自立促進特別対策事業（通称＝過疎債ソフト事業）』については、「集落整備事業」のほか、4 事業「そば産地活性化振興事業」「生活環境安全対策事業」「子育て支援対策事業」「プレミアム付商品券発行业業」で総額 4860 万円を当初予算に計上し、制度の有効活用を図ることとしております。

続いて「歳出予算内訳」の主なものについて、ご説明致します。次の 202 ページ No. 1 をお開き願います。なお、「歳出予算内訳」は、No. 1 から 204 ページの No. 3 までとなっております。この表は、1 款「議会費」から 15 款「予備費」まで、款別の前年度当初予算額との比較、構成比、及び、性

質別の前年度対比、構成比を分析したものです。

それでは、1款「議会費」についてですが、前年度対比マイナス8万2000円、0.2パーセントの減となっております。主な要因は、「議員共済組合負担金」で23万9000円減額したことによるものです。2款「総務費」では、前年度対比マイナス6607万7000円、15.2パーセントの減となっております。主な要因は、「IP告知端末機更新委託料」で8113万円の皆減によるものです。その他、「クラウド・アプリ利用料」で799万4000円、「町議・参議院選挙」で1059万3000円を新規に予算計上させていただいております。3款「民生費」では、前年度対比プラス130万3000円、0.3パーセントの増となっております。主な要因は、「福祉除雪業務委託料」で129万3000円の増によるものです。その他、「外国人介護福祉人材育成支援負担金」で280万円、「保育人材確保支援事業補助金」で124万5000円を新規に予算計上させていただいております。4款「衛生費」では、前年度対比プラス2046万8000円、9.0パーセントの増となっております。主な要因は、「一般廃棄物処分場基本設計業務委託料」で2986万2000円の皆減となりましたが、「一般廃棄物処分場建設事業」で6474万9000円の皆増によるものです。5款「労働費」については、特に説明はございません。6款「農林水産業費」では、前年度対比マイナス6472万3000円、17.6パーセントの減となっております。主な要因は、「道営土地改良事業負担金」で6657万6000円の皆減によるものです。7款「商工費」では、前年度対比マイナス1572万1000円、8.3パーセントとなっております。主な要因は「ほろかない振興公社補助金」で666万7000円の増となりましたが、「町民保養センター機械設備改修実施設計委託料」で497万2000円、「農村公園周辺施設塗装工事」で227万9000円の皆減、「プレミアム付商品券発行補助金」で540万円、「観光施設の修繕料」で903万円の減によるものです。8款「土木費」では、前年度対比マイナス7966万9000円、15.6パーセントの減となっております。主な要因は、20款「町債」で申し上げました「除雪機械購入」で7258万9000円の皆増となりましたが、「町道設計業務委託料」で2500万円、「東二条北線側溝改修工事」で1912万7000円の皆減、「持ち家建設促進奨励金」で4000万円の減、歳入、20款「町債」で申し上げました、「北七号線舗装新設工事」で1784万2000円、「下幌加内線道路改良工事」で1200万円、「橋梁補修工事」で3785万4000円の皆減によるものです。9款「消防費」では、前年度対比マイナス861万6000円、5.3パーセントの減となっております。主な要因は、深川地区消防組合負担金の内、「消防備品購入」で333万9000円の減、「洪水ハザードマップ作成業務委託料」で230万2000円、「J-ALERT新型受信機更新業務委託料」で326万2000円の皆減によるものです。10款「教育費」では、前年度対比プラス1億3750万6000円、5.3パーセントの増となっております。主な要因は、「朱鞠内小学校教室改修工事」で788万4000円、「幌加内中学校校舎トップライト改修工事」で1757万2000円、「スキー場索道支柱等塗装工事」で725万8000円、「添牛内生活改善センター解体工事」で769万円の皆減となりましたが、「町民プール建設事業」で2億852万7000円の皆増によるものです。11款「災害復旧費」については、特に説明はございません。12款「公債費」では、前年度対比プラス1億18万9000円、22.9パーセントの増となっております。主な要因は、平成27年度に借入を行いました「幌加内診療所およびテルケア」に係る建設事業で借入れた「過疎債」の元金償還が開始したことによるものです。13款「諸支出金」については、特に説明はございません。14款「職員費」では、前年度対比マイナス303万6000円、4.6パーセントの減となっております。主な要因は、職員の「退職・採用」の異動に

よるものです。最後に15款「予備費」については、特に説明はございません。

続いて、性質別の内容について、ご説明致します。

まず「人件費」についてですが、この人件費では、議会議員、法定委員会及び各種委員会委員の報酬、手当並びに職員の給与等がここに分類されます。前年度対比マイナス2540万8000円、3.6パーセントの減であります。主な要因は、先ほど、歳出、14款「職員費」で申し上げました、「職員の退職、採用などの異動」並びに「市町村職員共済組合」等の負担金の減によるものです。次に「物件費」ですが、賃金、報償費、需用費、役務費、委託料、使用料等の経費がここに分類されます。前年度対比マイナス208万7000円、0.3パーセントの減であります。主な要因は、「洪水ハザードマップ作成業務委託料」で230万2000円の皆減によるものです。次に「維持補修費」ですが、道路橋梁や町営住宅などの維持補修及び除排雪に関する経費が、ここに分類されます。前年度対比プラス5087万1000円、24.8パーセントの増であります。主な要因は、「町道除雪業務委託料」で4375万8000円の増によるものです。次に「扶助費」ですが、医療費、児童手当費などの扶助者に給付される経費が、ここに分類されます。前年度対比マイナス35万8000円、0.3パーセントの減であります。主な要因は、「児童手当費」で121万5000円の減によるものです。

次の203ページNo.2を、お開き願います。

まず「負担金」についてですが、各種団体や一部事務組合などへの負担金が、ここに分類されます。前年度対比マイナス432千円、0.2%の減であります。主な要因は、「深川消防組合負担金」で564万3000円の減によるものです。次に「補助費等」ですが、各種団体・事業への「補助金」並びに「交付金」がここに分類されます。但し、建設事業費に係るものは、除かれます。前年度対比マイナス3082万4000円、5.3パーセントの減であります。主な要因は、歳出、8款「土木費」の「持ち家建設促進奨励金」で4000万円の減によるものです。次に「建設事業費」ですが災害復旧事業費を除く、建設事業費、高額な備品購入費、施設の大規模改修費などが、ここに分類されます。前年度対比マイナス1億3301万3000円、25.1パーセントの減であります。主な要因は、歳出、2款「総務費」で申し上げました「民間賃貸住宅建設補助金」、「IP告知端末機更新委託」、歳出、8款「土木費」で申し上げました「橋梁補修工事」の皆減によるものです。その他、平成31年度の主な事業としては、幌加内町民プール建設工事が上げられます。次に「災害復旧費」ですが、前年度対比プラス199万1000円、49,775.0パーセントの増であります。主な要因は、「老人福祉寮給水管新設工事」で156万6000円の皆増によるものです。次に「公債費」ですが、前年度対比プラス1億18万9000円、22.9パーセントの増であります。主な要因は、歳出、12款「公債費」で申し上げました、「過疎債」の償還開始によるものです。次に「積立金」ですが、前年度対比プラス3052万3000円、475.0パーセントの減であります。主な要因は、「そば活性化振興事業」で3000万円の増によるものです。次の204ページNo.3を、お開き願います。次に「投資・出資・貸付金」については、特に説明はございません。次に「繰出金」ですが、前年度対比プラス308万円、1.8パーセントの増であります。主な要因は、「簡易水道事業特別会計繰出金」で422万3000円の増によるものです。最後に「予備費」については、特に説明はございません。

次に「第2表 債務負担行為」について、ご説明いたします。5ページをお開きください。

庁内ネットワーク機器購入事業・小学校ネットワーク機器購入事業・中学校ネットワーク機器購入事業についてですが、役場の業務で使用しております、パソコンやサーバー等周辺機器と小中学

校の児童生徒及び教員用のパソコン等を耐用年数となるため更新するものです。本町としては、初めてですが、北海道市町村備荒資金組合の低利率な資金（資機材譲渡事業）を活用し、整備するものでありますが、後年5年にわたり分割返済することとなるため、債務負担行為を設定するものです。農業関係、中小企業関係につきましては、例年どおりとなっております。次に第3表地方債第4表継続費につきましては、後ほどお見通し願います。

以上で、平成31年度幌加内町一般会計予算（案）の概要説明を終わります。

本年度につきましては、冒頭、申し上げたとおり、4月に町長選を控えていることを鑑み骨格予算としております。町長選後、政策的な予算は速やかに補正予算で対応させていただきたく、町議会並びに、町民の皆様のご理解と、ご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。予算（案）の概要説明と致します。

なお、特別会計につきましては、各担当課長よりご説明致しますので、よろしくごお願い申し上げます。以上で終わります。

○議長（小川雅昭君） 次に議案第14号、平成31年度幌加内町国民健康保険特別会計予算並びに議案第15号、平成31年度幌加内町後期高齢者医療特別会計予算の概要説明をお願いします。

○住民課長（竹谷浩昌君） 住民課長。

○議長（小川雅昭君） 住民課長。

○住民課長（竹谷浩昌君） （議案第14号朗読、議案第15号朗読、記載省略）

幌加内町国民健康保険特別会計予算案の概要についてご説明申し上げます。

平成31年度予算は、1億9871万1000円としており、前年度対比マイナス3573万3000円、15.2パーセントの減となっております。主な要因は、被保険者数の減少により療養給付費が3006万5000円の減となったことによるものです。以上で終わります。

引き続き、議案第15号の説明を行います。

平成31年度予算は、3146万5000円としており、前年度対比マイナス227万3000円、6.7パーセントの減となっております。主な要因は、後期高齢者医療標準システム機器更改負担金53万6000円、自庁システム改修業務委託料118万8000円で皆減となったことによるものです。以上で終わります。

○議長（小川雅昭君） 次に議案第16号、平成31年度幌加内町介護保健特別会計予算の概要説明をお願いします。

○保健福祉課長（中河滋登君） 保健福祉課長。

○議長（小川雅昭君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（中河滋登君） （議案第16号朗読、記載省略）

第7期高齢者福祉介護保険事業計画の中間年にあたります。本年の予算編成にあたっては、30年度の実績を踏まえながら必要最小限の所要額を見込んで編成したところです。

平成31年度予算は、1億8462万6000円としており、前年度対比マイナス494万5000円、2.6パーセントの減となっております。居宅サービス給付費では350万円の増額、一方で施設サービス給付費は481万1000円の減額となっています。増減の主な要因等は、地域事業費中、包括的支援

事業費の中で「生活支援体制整備事業活動業務委託料」、これは地域での支えあい体制づくりにかかる北部、南部の評議体の活動費に充てるものです。協議体への委託費増減 800 万円をみておりましたが、30 年度の事業実績から勘案し 31 年度については、500 万円で充足することから 300 万円を減額したものです。以上で終わります。

○議長（小川雅昭君） 次に議案第 17 号、平成 31 年度幌加内町簡易水道事業特別会計予算並びに議案第 18 号、平成 31 年度幌加内町下水道事業特別会計予算の概要説明をお願いします。

○建設課長（宮田直樹君） 建設課長。

○議長（小川雅昭君） 建設課長。

○建設課長（宮田直樹君） （議案第 17 号朗読、記載省略、議案第 18 号朗読、記載省略）

幌加内町簡易水道事業特別会計予算案の概要についてご説明申し上げます。

平成 31 年度予算は、8330 万 7000 円としており、前年度対比プラス 469 万 2000 円、6.0 パーセントの増となっております。主な要因は、各浄水場施設の修繕料及び水道メーター器の取替工事件数増加によるものです。歳入の主なものについては、水道使用料 2417 万 7000 円、前年対比 46 万 6000 円の増で予算計上しています。歳出の主なものについては、修繕料として、湖南浄水場ほか 2 件の修繕料として 73 万 7000 円、特別修繕料として、政和浄水場塩素の注入設備の更新として 259 万 2000 円、水道メーター器取り換え工事 105 器分 510 万 8000 円を計上し実施するものです。施設の維持管理については、各施設の機械設備点検委託 133 万 8000 円及び水質検査業務委託料 203 万 5000 円を計上しています。また償還元金と利息をあわせた 4739 万 4000 円を計上しています。27 ページに地方債の現在高の見込みに関する調書を添付していますのでお目通し願います。以上で終わります。

引続き、議案第 18 号、平成 31 年度幌加内町下水道事業特別会計予算案の概要についてご説明申し上げます。

平成 31 年度予算は、7580 万円としており、前年度対比マイナス 158 万 7000 円、2.1 パーセントの減となっております。減額の主な要因としては、農業集落排水施設の「最適整備構想策定業務委託料」で 392 万 1000 円が平成 30 年度に終了したことが大きな要因となっております。歳入については、浄化槽使用料 981 万 4000 円、前年対比 8 万 1000 円の増額、下水道使用料 1577 万 5000 円、39 万円の増額で予算計上しています。歳出では、財産管理費、修繕料及び特別修繕で合併処理場の旧廃棄ファン修繕等ほかで 498 万 4000 円、処理場保守点検業務委託料 1042 万 8000 円の必要経費を計上しています。なお、3 ページ、第 2 表債務負担行為、4 ページ、第 3 表地方債、29 ページ、第 3 表の 2 地方債の現在高の見込みに関する調書を添付していますのでお目通し願います。以上で終わります。

○議長（小川雅昭君） 次に議案第 19 号、平成 31 年度幌加内町奨学資金特別会計予算の概要説明をお願いします。

○教育次長（清原典吉君） 教育次長。

○議長（小川雅昭君） 教育次長。

○教育次長（清原典吉君）（議案第 19 号朗読、記載省略）

幌加内町奨学資金特別会計予算案の概要についてご説明申し上げます。

平成 31 年度予算は、439 万 3000 円としており、前年度対比マイナス 126 万円、22.3 パーセントの減となっております。主な要因としては、貸付事業について、継続者の減によるもの。主な内容としては、歳出の貸付事業として、継続 2 名、新規 7 名分を予算計上し貸付総額 438 万円としています。歳入の返還事業は 9 名分を予算計上し、返還総額 144 万円としています。なお、3 ページ、第 2 表債務負担行為に関する調書を添付していますのでお目通し願います。以上で終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。
暫時休憩をいたします。

休憩 午前 10 時 39 分

再開 午前 10 時 40 分

○議長（小川雅昭君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

只今、議案第 13 号平成 31 年度幌加内町一般会計予算から議案第 19 号平成 31 年度幌加内町奨学資金特別会計予算までの 7 件に関し、予算審査特別委員会設置に関する動議が提出されました。この動議には、賛成者がありますので成立をいたします。

お諮りをいたします。この動議を日程に追加しただちに議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって動議案をただちに日程に追加し、議題とすることに決定をいたします。

◎追加日程第 1 動議案第 1 号

○議長（小川雅昭君） 追加日程第 1、動議案第 1 号 予算審査特別委員会設置に関する動議についての件を議題といたします。

提出者から説明を求めます。

○3 番（中川秀雄君） 議長、3 番。

○議長（小川雅昭君） 3 番、中川議員。

○3 番（中川秀雄君） （動議案第 1 号、記載省略）

○議長（小川雅昭君） これをもって説明を終わります。

お諮りをいたします。これから本件に対する質疑、討論を省略し本動議案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は動議案のとおり決定いたしました。

お諮りをいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員長、副委員長については、委員会条例第8条の規定にかかわらず、議長から指名したいと思いを。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。

したがって委員長、副委員長については議長から指名することに決定しました。

それでは議長から指名をいたします。委員長には8番、齋藤議員、副委員長には5番、小関議員、6番、春名議員を指名いたします。

お諮りをいたします。ただいま指名したとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。

したがって予算審査特別委員会の委員長、副委員長は、ただいま指名したとおり決定いたしました。

◎延会の議決

○議長(小川雅昭君) お諮りをいたします。

本日の会議をこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定をしました。

◎延会の宣告

○議長(小川雅昭君) これで本日の会議を閉じます。

閉会 午前10時46分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

平成 3 1 年 3 月 1 3 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員